

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年6月10日 発行号

町民の皆さまへ

5月25日(月)、緊急事態宣言は全国的に解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況が続いています。これからは「新しい生活様式」を定着させ、感染予防と経済活動の再開を両立していくこととなります。6月1日(月)より町公共施設を再開し、感染予防対策として施設ごとの利用基準の見直しを行いました。以前と同様の利用環境とならないこともあり、ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。また、5つの柱を基本とする「会津坂下町生活支援事業」実施計画を策定いたしました。新型コロナウイルスと共生する社会の新たな日常を作るため、町民の皆さま方に、1日でも早く必要な支援をお届けできるよう、各種事業の推進に取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長 齋藤 文英

公共施設使用・イベント開催での制限の変更について

各施設の使用について、県外自粛要請が出ている都道府県を除き、県外の方でも使用が可能となります。ご確認の上、適正な使用をお願いいたします。

使用者制限の解除 6月19日(金)より県外在住者(講師等)も使用可能
※県外移動の自粛要請が出ている都道府県からの参加は自粛を要請

体育館・グラウンド使用人数目安の変更について

6月19日(金)から 人数制限 1,000人以下、かつ、各施設の人数の目安以下
7月10日(金)から 各施設の人数の目安以下

※施設利用の際にはお早目にご相談ください。

※参加者がおおむね把握できる地区の祭り等を開催する場合は、3密を避けるため、マスクの着用、身体距離の確保、手指や多くの人に触れる場所の消毒の徹底、行事前後の3密となる交流の自粛等、感染防止対策を徹底してください。

☎ 中央公民館 ☎83-3010 坂下地区コミュニティセンター ☎84-2135
若宮地区コミュニティセンター ☎83-3218 金上地区コミュニティセンター ☎83-3538
広瀬地区コミュニティセンター ☎83-2326 川西地区コミュニティセンター ☎83-2601
八幡地区コミュニティセンター ☎83-2619 高寺地区コミュニティセンター ☎85-2001

各種施設通常営業再開のお知らせ

道の駅あいづ 湯川・会津坂下

6月1日より通常営業再開

営業時間

- 農産物マーケット・あいづ物産館・12か月のジェラート 午前9時～午後7時
- 農家レストランくべえる 午前10時～午後3時
- 会津食のブランド館 午前10時～午後4時

☎ 道の駅あいづ 湯川・会津坂下 ☎0241-27-8853

糸桜里の湯ばんげ 春日八郎おもいで館

6月2日より通常営業再開 6月1日より通常営業再開

営業時間

午前9時～午後8時 午前10時～午後4時

☎ (株)会津ばんげ公共サービス ☎83-1151

各課からのお知らせ

徴収猶予制度のご案内

新型コロナウイルスの影響により、収入に相当の減少があった方は、申請により、最長1年間の町税等の徴収猶予を受けることができます。 (*猶予であり、減免するものではありません。)

対象者 以下の①②のいずれも満たす方

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の月において、収入が前年同月に比べて20%以上減少している。
- ② 納期限までに納付することが困難である。

対象となる税 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

*納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までのもの

申請期限 6月30日(火)または納期限のいずれか遅い日まで

☎ 総務課 税務管理班 ☎84-1502

中小事業者等所有の固定資産税軽減措置のご案内

売上高に相当の減少があった中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を減免します。

対象者 ①令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者 ⇒2分の1減免
②同じく、50%以上減少している者⇒全額減免

申請期間 令和3年1月から同月末まで

☎ 総務課 税務管理班 ☎84-1502

新規設備投資に係る固定資産税特例措置拡充のご案内

新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、これまで償却資産に限られていた適用対象に、一定の事業用家屋及び構築物を加えるもので、固定資産税が3年度分全額減免となります。

対象設備 令和2年4月30日から令和3年3月31日までに、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等

減免期間 新たに固定資産税が課される年度から3年度分

☎ 総務課 税務管理班 ☎84-1502

「がんばる地元の飲食店応援券」の取扱店募集中！！

県内飲食店の利用が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、商工会と福島県が連携して、購入した店舗のみで使用可能なプレミアム付き食事券を発行します。取り扱いを希望する町内の飲食店の皆さんはぜひお申込みください。

申込方法 商工会ホームページ掲載の申込用紙で参加申し込み [会津坂下町商工会](#) [検索](#)

申込期限 7月31日(金)

事業概要 配布期間 6月中旬～8月末日

使用期限 令和3年1月31日(日)まで

販売額 1枚1,000円 ※一人あたりの購入枚数制限なし

プレミアム 個人店用 1,200円(200円プレミアム)、最大900枚まで配布

法人店用 1,100円(100円プレミアム)、最大1,800枚まで配布

販売手法 商工会より参加店へ応援券を配布⇒配布された応援券をお客様へ販売⇒応援券と引き換えにお客様へ飲食を提供⇒お客様から回収した応援券で商工会へプレミアム分を請求

☎ 会津坂下町商工会 ☎83-3139

新型コロナウイルス感染防止を図り、住民生活の支援と、町の経済を守るため「会津坂下町生活支援事業」を実施します

事業の詳細については町議会（第二回定例会）で審議をした後、6月25日（木）発行の「新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ」にも掲載し、町のホームページやフェイスブックにも掲載します。

1. 新型コロナウイルス感染防止

事業名	事業内容	担当課・班
公共施設等 感染防止対策事業	町施設における感染防止対策 ○パーテーション、段ボールベッドなど（避難施設）の整備 ○空気清浄機（各地区コミュニティセンター） ○休憩室衝立、空気清浄機、抗菌ロッカー（糸桜里の湯ばんげ） ○空気清浄機（庁舎、分庁舎等） ○マスク、消毒液、非接触型体温計などの整備（全施設）	総務課 危機管理室 政策財務課 政策企画班 産業課 商工観光班 総務課 行政管理班
教育・子育て施設等 感染防止対策事業	保育所・幼稚園・小中学校・子育てふれあい交流センター等における感染防止対策 ○マスク、消毒液の配布・設置 ○空気清浄機（保育所・幼稚園・小中学校・子育てふれあい交流センター） ○密接を防ぐため園児用机椅子の購入（幼稚園） ○3密を防ぐため通学時路線の増便（杉山線） ※勝方線・海老細線は町所有バスで増便対応	教育課 教育総務班 子ども課 子ども支援班 ばんげ保育所 坂下南幼稚園 坂下東幼稚園
教育施設 情報機器整備事業	学校 ICT 環境の構築(GIGA スクール構想)【※】 ○タブレット PC の整備、校内通信ネットワーク環境整備等	教育課 教育総務班

2. 全町民に対する生活支援

事業名	事業内容	担当課・班
特別定額給付金事業 (町単独分)	単身世帯で、死亡により定額給付金が申請できない場合の対策 ○親族等の申請により給付	総務課 行政管理班
町民生活支援事業	町民の生活を守る支援 ○全世帯へのマスク配布 ○学校給食停止期間中の幼稚園、小中学校への牛乳提供 ○一般家庭水道基本料金の免除 次の感染拡大に備えたマスクの備蓄【※】 ○全世帯分のマスク備蓄	生活課 福祉健康班 教育課 学校給食外 建設課 上下水道班 生活課 福祉健康班

3. 大学生等への生活支援

事業名	事業内容	担当課・班
学生生活支援事業	学生へ町産品の発送による生活支援 ○県外在住の大学生等へ、町内産品を贈り、生活を支援 ○就学継続のための貸付金事業【※】	産業課 商工観光班

4. 町内商工業者等への支援

事業名	事業内容	担当課・班
営業自粛協力 事業者応援金事業	県の自粛要請協力期間中に休業等を行った事業者への支援 ○営業自粛による感染防止対策に協力した事業者への支援	産業課 商工観光班
感染防止対策 事業者応援金事業	感染防止策を講じた事業者への支援 ○営業自粛協力事業者応援金事業の対象外事業者への支援	
テイクアウト促進 飲食店支援金事業	町内飲食店等に対する支援 ○テイクアウトを新たに始めた事業者への支援	
プレミアム付き 商品券事業	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町経済の活性化対策【※】 ○プレミアム付き商品券の販売	
観光施設等の 看板設置事業	観光施設等の多言語化による受け入れ体制の整備【※】	

5. 農業者への支援

事業名	事業内容	担当課・班
農業経営支援 交付金事業	農作物の流通停滞等により影響のある農業者への支援 ○農業者に対する支援 農作物の流通停滞等により影響のある農業者へ経営規模に応じた加算支援【※】	産業課 農林振興班

【※】は、今後予定をしている事業です。詳細が決定しましたら別途お知らせいたします。

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」や、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。この様式における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。
※高齢者・子ども・障がい者の方々は熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

1. 暑さを避けましょう

- エアコンを利用する等、室内温度を調整
- 感染予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調節
- 暑い日や暑い時間帯は、無理をしない
- 涼しい服装にする
- 急に暑くなった日などは特に注意する

2. 適宜マスクをはずしましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人と距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3. こまめに水分補給しましょう

- のどが渇く前に水分補給
- 1日あたり 1.2 リットルを目安に
- 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



4. 日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック
- 体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養



5. 暑さに備えた体作りをしましょう

- 暑くなり始めの時期から適度に運動を
- 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日 30 分程度